

信州の環境にやさしい農産物認証要綱

	平成 20 年 10 月 10 日	20 農技第 358 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 11 月 10 日	21 農技第 433 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 12 月 16 日	21 農技第 466 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 11 月 21 日	24 農技第 422 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 12 月 16 日	25 農技第 454 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 10 月 20 日	28 農技第 396 号農政部長通知
一部改正	<u>令和 2 年 12 月 21 日</u>	<u>2 農技第 475 号農政部長通知</u>

(目的)

第 1 条 この要綱は、消費者の「食の安全」や「環境」に対する関心の高まりに対し、長野県の生産者が一定の栽培基準に基づいて生産する農産物の認証について必要な事項を定めることにより、県産農産物に対する消費者の信頼の確保、流通の円滑化及びブランド化を図るとともに、生産者の環境に対する意識の啓発を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた環境と調和のとれた農業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「信州の環境にやさしい農産物」とは、土壌診断に基づく適正な土づくりを行ったほ場において、化学肥料（別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材を除く。）を「地域慣行施肥量」の 50%以上削減し、化学合成農薬（別表 2 に定める農薬を除く。）を「地区農薬使用回数」の原則 50%以上削減した方法で生産された農産物をいう。

2 この要綱において、「認証」とは、別に定める「信州の環境にやさしい農産物認証基準」（以下「認証基準」という。）に適合した農産物を、知事が認証することをいう。

(認証申請及び認証)

第 3 条 信州の環境にやさしい農産物の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、別に定める信州の環境にやさしい農産物認証申請書（以下「認証申請書」という。）に信州の環境にやさしい農産物生産計画書を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、申請内容について審査機関に審査を依頼するものとする。

3 知事は、認証申請書の内容が認証基準を満たすと認めるときは、信州の環境にやさしい農産物（以下「認証農産物」という。）として認証するとともに、認証申請者に対し、次に掲げる事項について条件を付して認証票の使用を許可するものとする。

(1) 認証期間及び認証票の使用許可期間

原則として、認証の日から 1 年間とする。

(2) 当該「認証農産物」の販売又は出荷の数量

本条第 1 項で申請した数量の範囲以内

(3) 認証票の表示方法

本条第 1 項で申請した表示方法を指定

(4) その他県が必要と認める事項

4 知事は、第 3 項の規定により認証した内容（認証農産物の生産者及び団体(以下「認証農産物生産者」という。)名、品目名、認証区分、認証番号等)についてホームページ等で公表するものとする。

(審査機関)

第 4 条 知事は、公平性、客観性を有し、かつ、本制度の審査を確実に実施できると認められる機関を審査機関として指定するものとする。

2 審査機関は、知事に審査員を報告しなければならない。

(審査等)

第5条 審査機関は、認証申請書及び添付書類を審査し、その結果を知事に報告するものとする。

2 審査機関は、要綱第3条第3項により認証した「認証農産物」の収穫前に、要綱第3条第1項の生産計画との適合状況等について、確認調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。

3 知事は、必要と認めるときは審査の状況を確認することができるものとする。

(審査手数料)

第6条 第3条の規定による認証申請者は、別に定める審査手数料を審査機関に支払うものとする。

(認証の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、認証の取消し、認証票使用の禁止又は改善のために必要な指導を行うものとする。

(1) 「認証農産物」の生産が中止された場合

(2) 認証農産物生産者から認証取消しの届出があった場合

(3) 認証票が不正に使用された場合

(4) 第5条第2項の規定による確認調査の結果、「認証基準」に適合しないと認められた場合

(5) 第5条第2項の規定による確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められた場合

(6) その他知事が特に認証取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項第3号又は5号の規定に違反すると認められた場合、当該認証農産物生産者の氏名等を公表することができるものとする。

(計画の変更)

第8条 認証農産物生産者は、要綱第3条第1項の生産計画について、やむを得ず変更が生じた場合は、信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届（以下「変更届」という。）に信州の環境にやさしい農産物生産計画書の変更部分を添えて、知事へ提出しなければならない。なお、変更届の提出が必要な事項は別に定めるものとする。

2 知事は、変更届の内容について必要に応じ、審査機関に審査を依頼するものとする。

3 審査機関は、書類及び現地審査を実施し、その結果を知事に報告するものとする。

4 知事は、変更届の内容が認証基準を満たすと認める時は、これを受理するものとする。

5 知事は、変更届の内容が別に定める事項に該当する場合は、これを不受理とする。その場合、知事は、第7条の規定に基づき認証の取消しをすることができる。

(認証農産物生産者の遵守事項)

第9条 認証農産物生産者は、「認証農産物」の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 生産、販売、出荷、品質管理、その他必要事項について記録し、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。

(2) 認証票は適正な使用及び管理を行うこと。

(3) 第5条第2項に規定する確認調査の実施に際して、協力すること。

(4) 認証を受けたほ場には、慣行栽培ほ場と区別するため、認証ほ場看板を設置すること。

(5) 認証農産物の生産を中止した場合は、認証票の使用を中止するとともに、知事に届け出ること。

(6) 別に定める「認証農産物」生産・販売実績報告書を、認証期間終了後に、知事に提出すること。

(7) 生産過程等に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供する等の方法により、相互の理解と信頼の向上に努めること。

2 認証農産物生産者は、「認証農産物」の流通・販売過程において、消費者等との間で認証に係る

問題が発生した場合及び第7条の規定により認証の取消し、認証票の使用の一時中止又は改善指導の実施により損失が生じた場合は、認証農産物生産者がその責を負うものとする。

(生産工程管理者の設置)

第10条 認証申請者は、生産工程管理者を設置しなければならない。

(認証農産物の販売先での認証票の使用について)

第11条 流通業者又は販売業者等が、認証農産物を取り扱うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、申請内容が適正であると認める場合は、使用を認めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により許可した業者名、店舗名、入荷先、販売予定期間などについて公表できるものとする。
- 4 許可を受けた者は、使用終了後、別に定める使用実績報告書を、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、必要と認めるときは認証票の使用状況を確認することができるものとする。

(その他)

第12条 「認証農産物」を生産、流通及び販売する者は、この要綱に定める認証票と誤認される恐れのある表示を行ってはならない。

- 2 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

別表 1 (要綱第 2 条関係)

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
パークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ベントナイト	ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	
銩さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び土壤改良資材	植物の栄養に供すること又は土壤改良を目的として土地に施される物（生物を含む）及び植物の栄養に供することを目的として、植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

別表 2 (要綱第 2 条関係)

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。 重曹：特定農薬に該当するものに限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 土着天敵：特定農薬に該当するものに限ること。 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 特定農薬に該当するものに限ること。
エチレン 電解次亜塩素酸水	特定農薬に該当するものに限ること。 特定農薬に該当するものに限ること。

ポリオキシシン（微生物由来天然物質資材） カスガマイシン（微生物由来天然物質資材） バリダマイシン（微生物由来天然物質資材）	
--	--

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。